

# 福岡県公報

平成十九年四月二十七日  
第二千六百七十一号  
増刊 ①

## 目次

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(地方課) …………… 一

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十七号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月四日福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成十九年四月二十七日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

一 病院 (西区) の項中

医療法人大乗会福岡原リハビリテーション病院

〃 〃 野方七丁目七七〇番地

を

福岡リハビリテーション病院

〃 〃 野方七丁目七七〇番地

に

改め、

二 老人ホームの項中

養護老人ホーム吉野園

〃 〃 大字吉野二二五六

社会福祉法人直方市援護会芳寿園

直方市大字下境一七九四

を

養護老人ホーム吉野園

〃 〃 大字吉野二二五六

介護老人福祉施設サンホリデー

〃 〃 岬二八六〇―二

社会福祉法人直方市援護会芳寿園

直方市大字下境一七九四

に

改め。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）